



1月

### 土地の先買い制度

住みよいまちづくりをするため土地の先買い制度ができ、この十二月一日から、市街化区域内における土地の取引が制限されることになりました。

これは、都市を住みよく、働らきよくするためには、道路、公園、下水道、学校などの施設を計画的に整備する必要がありますが、地価の上昇などがわがわがして、土地の取得が思うようにすすまない傾向にあります。

そこで、県や市などが公共的な目的のために必要な土地を計画的に、しかも先行的に取得することができるようになり、と、つくられたものです。

この制度は、都市計画法で決められた市街化区域内にあてはめら

### ■年のはじめ

1973年の年が明けました。おめでとうございます。

一般の新聞や雑誌は増ページして飾れるかぎり着飾っていますが残念ながら私たちの広報誌は、そのマネはできません。しかし、内容をみてください。おとそをくみおとそを煮て祝ったあと、くつろいでごらんになるこの広報誌の出来栄は——。毎年のことながら、ことしこそは気分を新たに、みなさんの知りたいことから、わかりやすくお知らせしたいと念願しています。読後感をぜひ広報委員会までお寄せください。

### ■保育所への入所手続

4月から保育所へ、お子さんを入所させたい方は、次の日程によって、午前9時から午後3時まで各保育所で面接し、申請を受け付けます。

入所できるお子さんは、2歳児から5歳児で、保育に欠ける児童（母が働いている。母が病気で、母に代ってお子さんを見ることのできないもの。）に限られます。

### 《1月》

16日(火)久礼田 17日(水)里  
18日(木)東 部 19日(金)前 浜  
22日(月)岡 豊 23日(火)浜改田  
24日(水)明 見 25日(木)十 市  
26日(金)岩 29日(月)稲 生

### 《2月》

1日(木)南 部 2日(金)国 府  
5日(月)西 部 6日(火)大 篠  
7日(水)あけぼの 8日(木)後 免  
11日~12日 午前9時から午後5時  
時まで、福祉事務所

れ、みなさんが土地の売買などを行なおうとするときに、そのことを特定の公的な機関（県知事など）に届け出て、公的な機関がその土地を道路、公園などのために必要と認めれば、その土地を優先的に譲り受けることができる制度です。

あなたが市街化区域内の次のような土地を有償で譲渡しようとするとき（土地の売買や交換などは、契約をむすぶ前にそのことを

### 焦 点

- ① 県知事に届け出る必要があります。
- ② 都市計画法で定められた道路、公園、学校などの施設の予定区域内の土地であるとき。
- ③ 道路、河川、飛行場などの予定区域として、それぞれの法律の手續きにより定められた区域

## 土地の契約前に届出を

### 制限うける市街化区域

- ④ 面積が二千平方メートル以上（約六〇五坪以上）の土地であるとき。
- しかし、①から④までの土地の譲渡であっても、次のようなときは届け出る必要がありません。
- ①②③の場合でも、三百平方

内の土地であるとき、または史跡、名勝、天然記念物の区域内の土地で県知事が指定し、公報で公告したものであるとき。

③ 新たな市街地の造成を目的とした県知事が指定し、公報で公告した土地区画整理事業の施行区域、または新都市基盤整備事業の施行区域内の土地であると

計未満（約九一坪未満）の土地を譲渡するとき。

ロ、①②の場合でも、③の県知事が指定した土地区画整理事業以外の土地区画整理事業の施行区域内の土地を譲渡するとき。

ハ、国 地方公共団体、土地開発公社、日本住宅公団などの一定の公的な法人に土地を譲渡するとき。

ニ、都市計画事業などの公共的な事業のために土地を譲渡するとき。

ホ、都市計画法による開発許可を受けた区域の土地を譲渡するとき。

ヘ、過去一年の間に届け出、または申し出をして、地方公共団体などが買い取らなかった土地を

その届出や申出をした人が譲渡するとき。

ト、農地を農地として譲渡するとき。

また、あなたが市街化区域内の三百平方メートル以上の土地を、県や市などの公的機関に買ってほしいときも申し出ることがあります。

土地の買取りは強制的ではありませんが、正当な理由がなければこぼんではいけないことになって

います。

届出・申し出は、その土地が所在している市町村役場に提出して行ないます。市は、建設課建築部計係（二階北側）で受け付けられます。

市では「この制度のしくみを十分ご理解いただいて、みなで住みよいまちづくりをくりあげると、ご協力をお願いします。」と、協力を呼びかけています。